

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 卒業生・修了生の子の入学金に関する内規

(目 的)

第1条 札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部の卒業生又は修了生の子が、札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部（専攻科を含む。以下「本学」という。）に入学した場合には、この内規に定める手続を経て入学金相当額を奨学金として支給することによって、卒業生又は修了生の子の入学を促進することを目的とする。

2 この内規に基づく制度は、「卒業生等子奨学金制度」と称する。

(適 用)

第2条 この内規の対象となるのは、札幌大谷大学、札幌大谷大学短期大学部及び札幌大谷短期大学を卒業した者の子とする。

(申 請)

第3条 前条の条件を満たす者で、卒業生等子奨学金（以下「奨学金」という。）を受けようとする者は、次の各号の書類を事務局へ提出するものとする。

- (1) 卒業生等子奨学金支給申請書（本学所定用紙）
- (2) 親子の続柄を証明できる書類

2 申請は、入学年度の4月末日までに行うものとする。

(承 認)

第4条 申請があった者に対しては事実確認のうえ、学長がこれを承認する。

(支 給)

第5条 奨学金は、申請年度の6月末までに一括して支給する。

(改 廃)

第6条 この内規の改廃は、大学協議会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生より適用する。